

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て支援金事業 対象者：・対象の子を出産した、または養育している。 ・村税等に滞納がないこと。 ・親子ともに川場村に6か月以上居住している。 内 容：・出生時（第1子・第2子200,000円、第3子300,000円・第4子500,000円、第5子1,000,000円） ・小中学校入学の学齢に達したとき 50,000円 問合せ：《健康福祉課 福祉係》 Tel：0278-25-5074
	チャイルドシート購入費補助金交付事業 対象者：川場村に住所を有する方（※乳幼児1人につき1台とし、その申請回数は1回とする。） 内 容：○対象となるチャイルドシート ・国土交通省の認証マーク入りのもの ○補助金の額 ・購入額（消費税を含む）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て） ・5,000円を上限とする。 ○申請時に必要なもの ・領収書（商品名、受領者名、金額、購入年月日及び購入店名の記載があるもの）の写し ・品質保証書の写し ・振込先金融機関がわかるもの（金融機関名、支店名、口座番号） 問合せ：《総務課 総務係》 Tel：0278-52-2111
	高校生等通学定期券の購入費補助事業 対象者：・村内に住所を所有し、川場循環バス利用の定期券を購入して通学する高校生等 ・村税等に滞納がない世帯に属する者 ・村長が特に必要と認めた者 内 容：住所地の直近のバス停から沼田駅までの区間 定期券購入費の1/2補助 問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 Tel：0278-25-5071
	産後ケア事業 対象者：川場村に住所があるお母さんと赤ちゃんで ・事業の利用を希望する方 上記にかかわらず、村長が必要と認めた場合は利用可 利根中央病院、横田マタニティーホスピタル、小児医療センター、群馬県助産師会 内 容：・授乳や沐浴についての相談、指導 ・育児に関する相談・支援 ・お母さんのケア（乳房ケア、休息など） 問合せ：《健康福祉課 健康保険係》 Tel：0278-25-5074

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	不妊治療費又は不育治療費助成事業 対象者：・法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦 ・医師が不妊治療又は不育治療が必要であると判断した者 ・夫婦のいずれか又は、両方が、申請日の1年以上前から川場村に住所を有する者 ・医療保険の被保険者又は被扶養者 ・村税等の滞納をしていない者 内 容：当該年度内の不妊治療又は不育治療に要した本人負担額の1/2（千円未満切捨） 他の助成を受けた場合は、その助成額を差し引いた残額の1/2を助成 助成額は、夫婦一組に対し一年度1回、上限20万円 問合せ：《健康福祉課 健康保険係》 Tel：0278-25-5074
	住宅リフォーム助成事業 対象者：・村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。 ・世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。 ・その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。 ・村内施工業者により行われる工事であって、工事費が税込20万円以上であること。 ・併用住宅の場合は個人部分のみが対象。 ・本年度中に工事が完了し、報告書の提出が出来ること。 内 容： 補助額 補助対象工事費用の10%（1,000円未満切り捨て） 補助額の上限 20万円 問合せ：《田園整備課 建設係》 Tel：0278-25-5072
住宅支援	民間賃貸住宅家賃助成事業 対象者：①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていること。 ②家賃が月額4万円以上であること。 ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がいないこと。 ④生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑤世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。 ⑥地域社会貢献活動に参加すること。 ⑦川場村暴力団排除条例（平成24年川場村条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 ⑧当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。 内 容：補助金の額 家賃月額の25%で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間 通算60月を限度。 問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 Tel：0278-25-5071

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	川場村子育て世帯・若者夫婦世帯住宅取得補助金 対象者：住宅取得してから6か月以内に川場村に住民登録する方で次のすべてに該当する方。（交付申請前に住宅が引き渡しとなっている方は対象外） ・子育て世帯又は若者夫婦世帯であること ・補助対象住宅の契約者であること ・補助対象住宅に10年以上居住及び定住すること ・地域の区会へ加入し、地域行事への積極的な参加ができること ・世帯員に村税等の滞納している者がいないこと ・暴力団員又は暴力団等と密接な関係にないこと。また社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと ・同居する者に6に規定する者がいないこと ・住宅を新築する場合は、川場村みんなでつくる美しいむら条例を遵守できること ・申請者及び世帯員がこの補助金を過去に受け取ったことがないこと 内 容：川場村に定住することを目的として村内に住宅を取得する子育て世帯・若者夫婦世帯に対し補助を行うもの。 ○補助金の額 補助金の額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円 〈基本補助金〉 補助対象経費の10パーセントで100万円を限度（1,000円未満切り捨て） 〈加算補助金〉 次のいずれかに該当する場合に加算し、加算補助金は100万円を限度 ・「子供加算」 中学生以下の子1人につき20万円（最大5人まで） ・「Uターン者・川場村在住者加算」 Uターン者又は川場村在住者に該当する場合20万円 ・「村内事業者加算」 川場村商工会会員の施工による住宅取得の場合20万円村内事業者が下請も可 ・「普通自動車免許取得加算」 川場村へ定住するために普通自動車免許を取得した場合20万円を加算 ○対象経費 〈新築〉 住宅建築費用又は住宅購入費用（住宅の取得のために購入する土地購入費を含む。） 〈中古〉 中古住宅取得の場合は、居住するために増改築等（増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え）が必要な場合に要する費用 問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL：0278-25-5071